

(10) バス停の分離・移設

○ 対策の概要

東大路通北行の五条坂バス停を北側へ系統別に3箇所に分離し移設するとともに、南行の五条坂バス停については北側へ約200m移設した。

併せて、京都市交通局職員が五条坂バス停において行き先案内を行った。

○ 対策のねらい

交通混雑の著しい東山五条交差点付近にある五条坂バス停を分離・移設することにより、バス乗降客の分散を促し、歩行環境の快適性及び安全性を向上させるとともに、路線バスの停車に伴う後続車の走行環境を確保することにより交通円滑化を図る。

○ 実施期間

11月19日(土)、20日(日)、23日(水・祝)、26日(土)、27日(日)



図 39 バス停の分離・移設の状況

■ 対策の効果

- ・ 路線バスの五条坂バス停を分離または移設し、交通局職員が乗降客を案内・誘導することにより、路線バス利用者の分散が図られ、歩行環境を改善することができた。
- ・ 路線バスの停車に伴う後続車の走行環境が確保され、東大路通及び東山五条交差点における交通円滑化が図られた。

■ 今後の課題

- ・ バス停付近において一時的に歩行者が滞留し、歩行が困難となることがあった。

■ 今後の対策

- ・ バス待ち客の整序化を促すとともに、バス待ち環境の整備について検討する。

(11) 路上駐停車の排除による交通の円滑化

○ 対策の概要

東大路通沿道商店に午前中の荷捌きについて協力依頼を行うとともに、路上駐停車車両に対する指導を強化するため、東山警察署の指導が指導を行った。

○ 対策のねらい

違法駐停車を減少させ、五条通及び東大路通の交通円滑化を図る。

○ 実施期間

11月19日(土)、20日(日)、23日(水・祝)、26日(土)、27日(日)

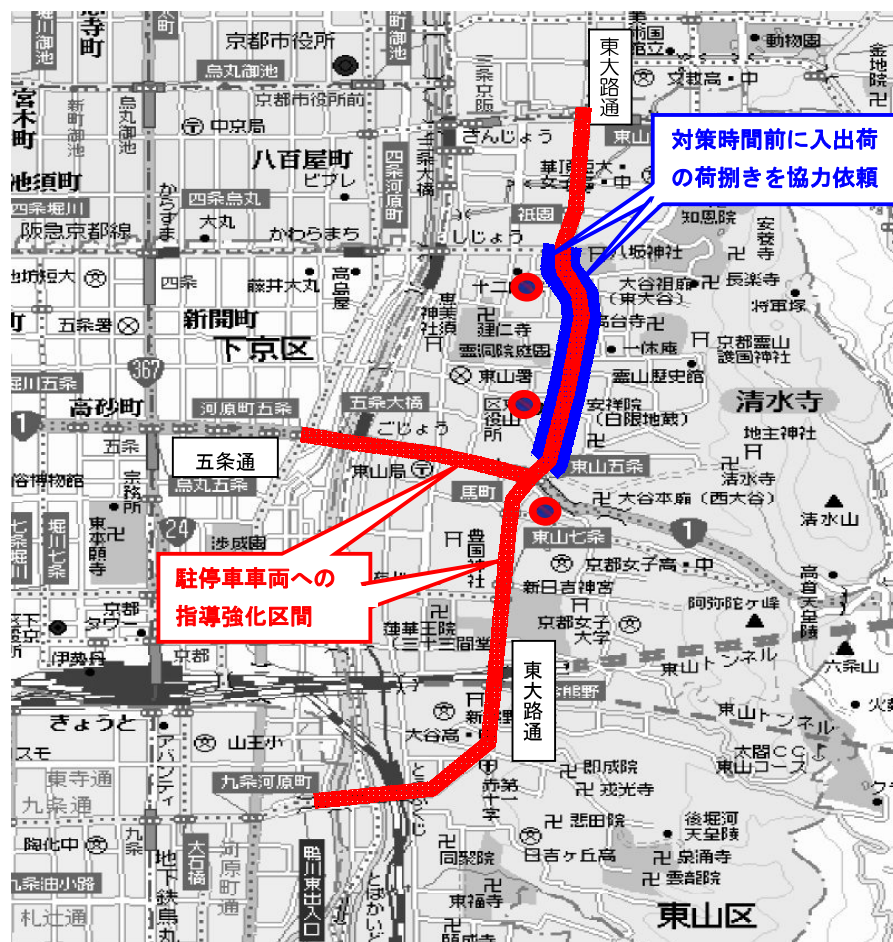


図 40 路上駐停車の排除による交通円滑化の概要図

■ 対策の効果

- ・ 東山警察署による指導・取締が実施されたことにより、東大路通及び五条通などでの違法駐停車車両を抑制することができ、交通の円滑化が図られた。

■ 今後の課題

- ・ 周辺に駐停車する車両により、交通混雑が生じた。

■ 今後の対策

- ・ 今後も東山警察署との連携による運転者への啓発、指導を強化する。

(12) 歩行者に対する案内

○ 対策の概要

観光ボランティアによる、東大路通にける案内チラシ「歩こう東山マップ」等の歩行者案内を実施した。また、平成 22 年度に引き続き、京都観光交通情報ホームページ（京都市情報館）からマップをダウンロードできるようにするなど、歩こうマップの事前広報・PR を行った。

○ 対策のねらい

観光・交通情報を提供することにより、観光客を目的地へ正確に誘導し、歩行者交通の円滑化を図るとともに、観光客の利便性・快適性を向上する。

○ 実施期間

観光ボランティア：11 月 19 日(土)、20 日(日)、23 日(水・祝)、26 日(土)、27 日(日) 13:00～17:00

図 41 歩こう東山マップのデザイン



写真 28 観光ボランティアによる案内の様子

自転車利用者に対する案内



図 42 自転車駐輪場誘導看板



写真 29 清水坂観光駐車場入口付近看板

■ 対策の効果

- 東大路通において、自ら観光ボランティアに案内チラシをもらう、道を尋ねる観光客も多くみられるなど、案内チラシの配布や案内看板の設置により、観光客の利便性、快適性が図られた。

■ 今後の対策

- 引き続き、本対策に取り組む。

(13) 東福寺周辺での観光バス臨時待機場の設置

○ 対策の概要

平成 22 年度に引き続き、九条陸橋上で停車する観光バスに対して臨時待機場への誘導を行うとともに、観光バス待機場予約システムによる事前予約及び臨時待機場の有料化を実施した（2,500 円/台）。また、九条陸橋上のガードレールを撤去し、観光バスから迅速かつ安全な乗降を促した。

○ 対策のねらい

九条陸橋で観光客の乗降のために路上駐車する観光バスを待機場に誘導することにより、九条通及び周辺道路の交通円滑化を図る。

○ 実施期間

11 月 18 日(金)～12 月 4 日(日) 8:00～17:00

(ただし、事前予約は 11 月 19 日(土)、20 日(日)、23 日(水・祝)、26 日(土)、27 日(日)のみ)

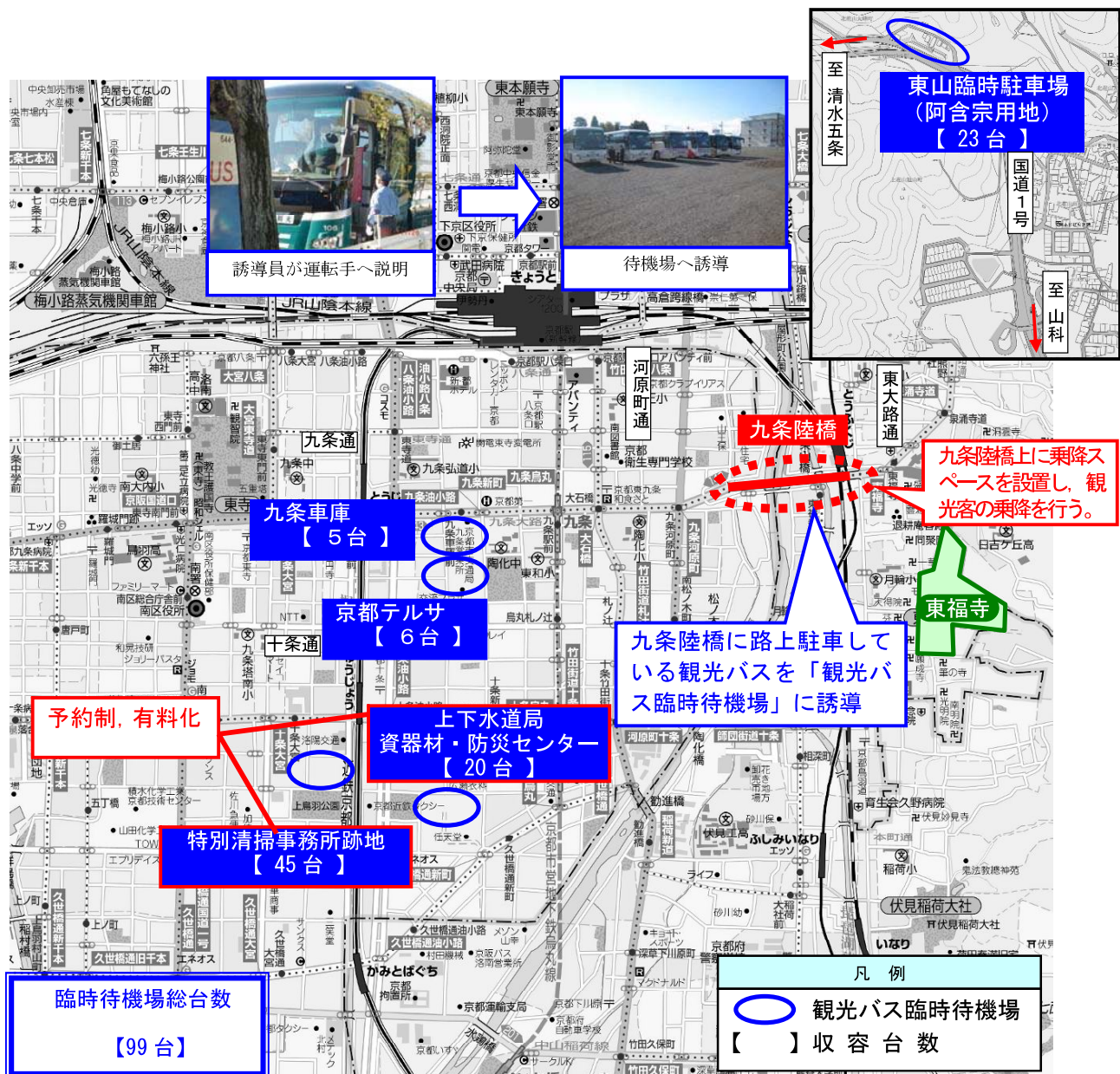


図 43 東福寺周辺での観光バス臨時待機場の概要図



九条陸橋上のガードレールの撤去状況



九条陸橋上の観光バスの駐停車状況



九条陸橋上の臨時駐車場への案内誘導状況

写真 30 九条陸橋上の対策の様子



臨時待機場内の停車状況



臨時待機場入口の誘導状況

写真 31 臨時待機場（上下水道局資器材・防災センター）の様子



臨時待機場内の停車状況



臨時待機場への誘導状況

写真 32 臨時待機場（特別清掃事務所跡地）の様子

■ 観光バス臨時待機場への利用状況

- ・ 事前に予約した観光バス 543 台のうち、320 台（約 58.9%）が臨時待機場を利用した。予約をせずに利用した観光バス 25 台と合わせると合計 345 台の利用があった。
- ・ 対策期間中の 5 日間については、九条陸橋上に停車した観光バス 828 台のうち 345 台（約 42%）が臨時待機場を利用した。

表 23 観光バス臨時待機場の予約状況（5 日間）

		19 日 (土)	20 日 (日)	23 日 (祝)	26 日 (土)	27 日 (日)	合計
資器材・ 防災センター	予約台数	66	74	73	73	77	363
	利用台数	36	41	56	38	40	211
	キャンセル台数	30	33	17	35	37	152
	キャンセル率	45.5%	44.6%	23.3%	48.0%	48.1%	41.2%
特別清掃 事務所跡地	予約台数	26	14	61	46	33	180
	利用台数	15	10	41	26	17	109
	予約外利用台数	1	4	4	10	6	25
	総利用台数	16	14	45	36	23	134
	キャンセル台数	11	4	20	20	16	71
	キャンセル率	42.3%	28.6%	32.8%	43.5%	48.5%	39.4%
合計	予約台数	92	88	134	119	110	543
	利用台数	51	51	97	64	57	320
	予約外利用台数	1	4	4	10	6	25
	総利用台数	52	55	101	74	63	345
	キャンセル台数	41	37	37	55	53	223
	キャンセル率	44.6%	42.1%	27.6%	46.2%	48.2%	41.1%

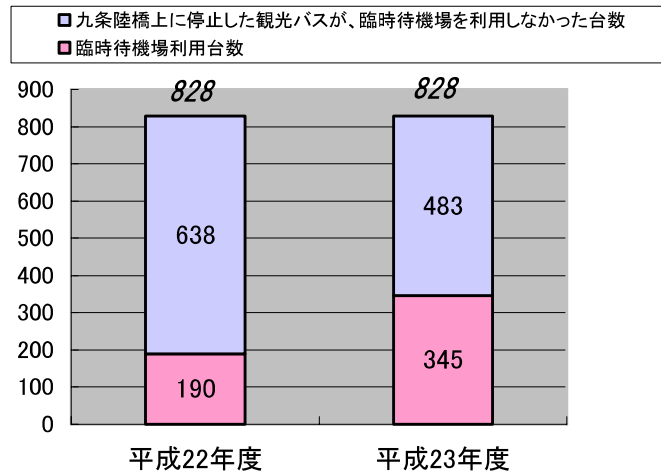


図 44 観光バス臨時待機場の利用状況

表 24 観光バス臨時待機場の利用状況（特別清掃事務所跡地、1 箇月間）

日	18	21	22	24	25	28	29	30	1	2	3	4	合計
曜日	金	月	火	木	金	月	水	木	金	月	火	水	
利用台数	7	19	28	18	16	18	21	16	8	5	11	9	176

対策期間中（11 月 19 日(土)、20 日(日)、23 日(祝)、26 日(土)、27 日(日)）については表 23 参照
 対策期間中も含めた特別清掃事務所跡地の利用台数の合計は、310 台

■ 対策の効果

- ・ 九条陸橋上で停車する観光バスに対する臨時待機場への誘導により、長時間停車する観光バスが減少し、九条通での交通の円滑化が図られた。
- ・ 九条陸橋上のガードレール撤去(17 日間)により、平日においても観光バスへの乗降がスムーズとなり、観光バスの停車時間の減少及び観光客の安全性を確保することができた。
- ・ 臨時待機場の予約システムを利用した観光バスのうち、約 84%が再利用の意向を示しており、対策の有効性を示している。

【観光バス予約システムをどこで知りましたか？】

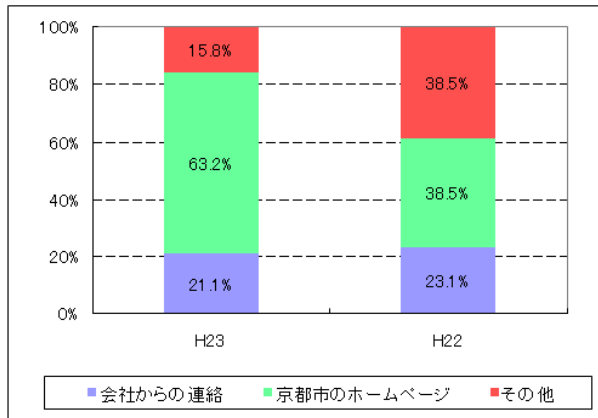


図 45 予約システムの情報入手方法

【17 日間実施していたことを知っていましたか？】

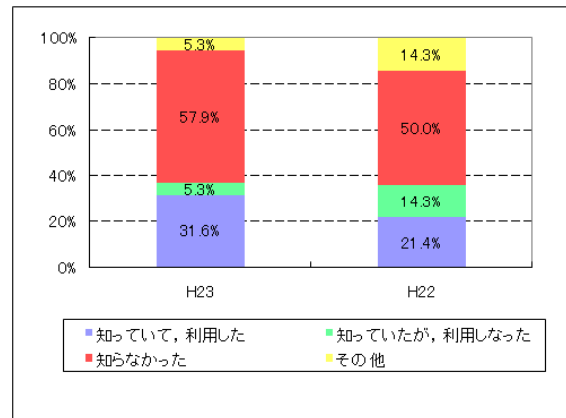


図 46 予約システムの情報入手方法

【来年度も同じ取組があれば利用しますか？】

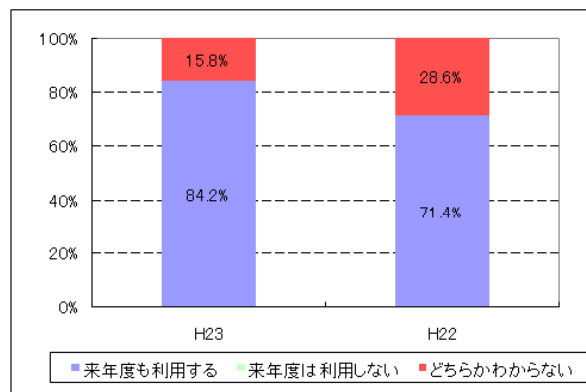


図 47 予約システムの再利用の意向

※ 観光バス待機場予約システム利用者アンケート

■ 今後の課題

- ・ 九条陸橋周辺道路及び智積院付近で観光バスの路上駐車がみられた。
- ・ 観光バス予約システムについて、「知っていて、利用した」と回答した方は平成 22 年度から 11%増加しており、認知度が高まっている一方で、「知らなかった」と回答した方が 58%となっていることから、更なるPRが必要である。
- ・ 九条陸橋上に停車した観光バスのうち臨時待機場を利用した観光バスは 1.8 倍になったものの、半数以上の観光バスが臨時待機場を利用していない。

■ 今後の対策

- ・ 九条陸橋周辺道路及び智積院付近での駐車監視を強化する。
- ・ 観光バス予約システムのPRの充実を図る。
- ・ 臨時待機場の利用促進策を検討する。

(14) 東福寺駅周辺での交通規制と歩行者誘導

○ 対策の概要

本町通の二輪車を含めた北行一方通行（臨時交通規制の時間を変更(10 時～15 時→9 時～16 時)）、九条陸橋下の道路の西行一方通行及び東福寺へのアクセス路の車両通行禁止を行うとともに、本町通への車両の流入を抑制するため、迂回誘導（本町通九条及び十条，師団街道十条）を行った。

また、京都南エリアのパークアンドライド駐車場から東福寺への交通利便性を向上させるため、シャトル車（有料）を運行した。

○ 対策のねらい

J R 及び京阪電車東福寺駅周辺の道路は、幅員が狭いうえに東福寺に向かう観光客が非常に多く、ピーク時には歩行者と自動車とが錯綜し非常に危険な状況となっているため、臨時交通規制及び自動車の迂回誘導等を行い、歩行者の安全性を確保する。

東福寺に向かう自動車をパークアンドライド駐車場に誘導し、交通利便性を高めることにより、本町通における交通混雑の解消と歩行者の安全性の確保を図る。

○ 実施期間

11 月 19 日(土)、20 日(日)、23 日(水・祝)、26 日(土)、27 日(日) 9:00～16:00



図 48 東福寺駅周辺での臨時交通規制の概要図

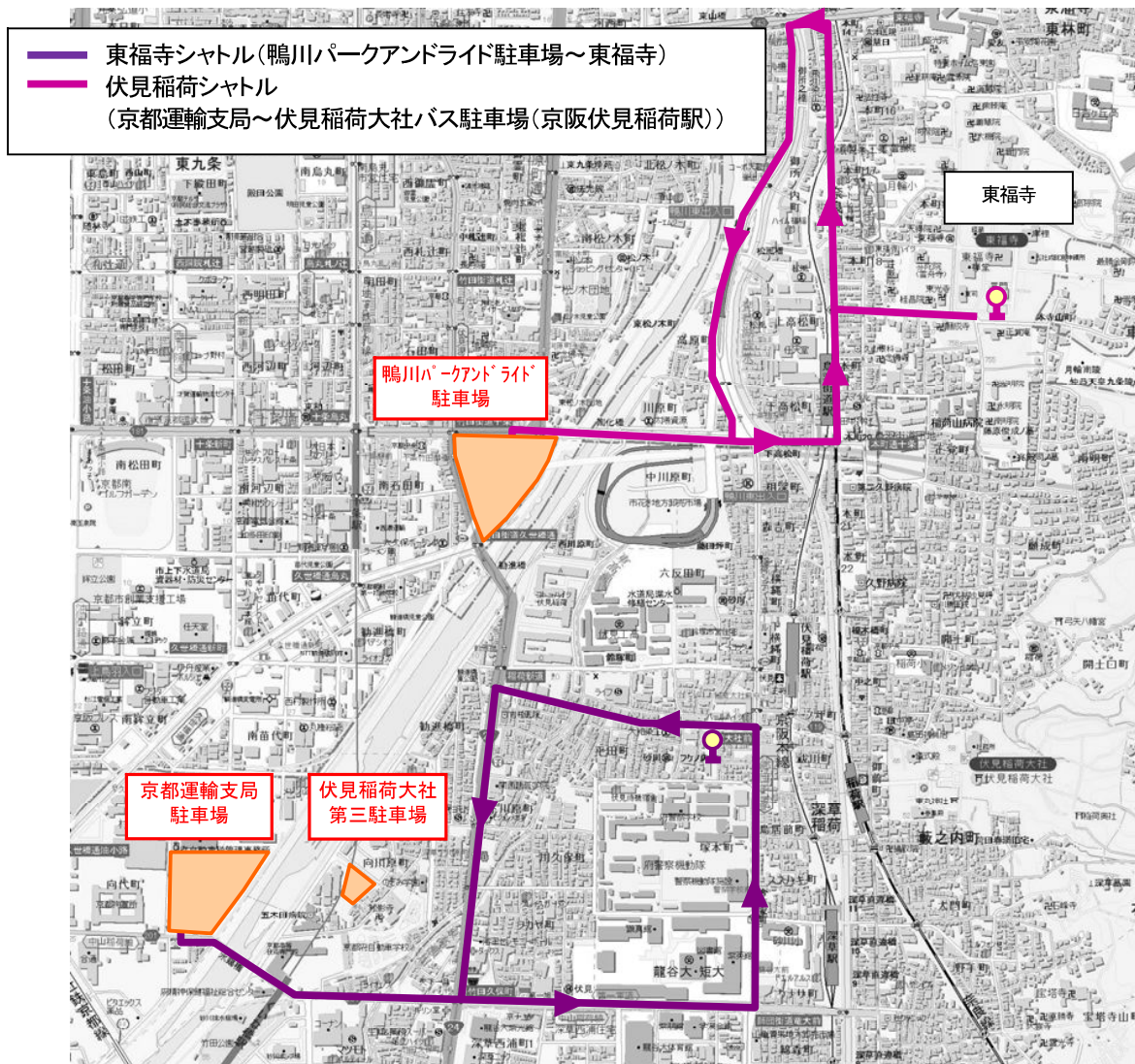


図 49 京都南エリアのパークアンドライド駐車場から東福寺周辺へのシャトル車のルート

	11/19(土)	11/20(日)	11/23(水)	11/26(土)	11/27(日)	合計
平成 23 年度	184	479	530	582	476	2,251
平成 22 年度	322	283	311	311	278	1,505

表 25 東福寺シャトルの利用者数

※ 平成 22 年度の対策日は 11/20,21,23,27,28 の 5 日間。運行ルートは、京都運輸支局駐車場～東福寺。

	11/19(土)	11/20(日)	11/23(水)	11/26(土)	11/27(日)	合計
平成 23 年度	0	31	77	158	273	539

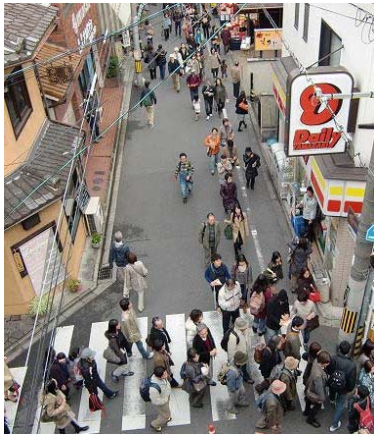
表 26 伏見稲荷シャトルの利用者数



写真 33 東福寺シャトルの乗降の様子



写真 34 伏見稲荷シャトルの乗降の様子



九条陸橋下の歩行状況



本町通（陸橋北側）の状況



九条陸橋下の歩車分離状況



九条陸橋下の迂回誘導状況



JR 東福寺駅の臨時降車出口の状況



本町通十条の迂回誘導状況



師団街道十条の迂回誘導状況

写真 35 本町通・九条高架下の歩車分離・迂回誘導の様子

■ 対策の効果

- ・ 九条陸橋高架下の道路の西行一方通行及び東福寺アクセス路の車両通行禁止、本町通九条での迂回誘導により、歩行者と自動車の錯綜の軽減が図られた。
- ・ JR 東福寺駅の臨時降車出口から本町通までカラーコーンを設置し歩車分離したことにより、歩行者の安全性を確保することができた。
- ・ 本町通十条や師団街道十条での迂回誘導と合わせて、東福寺シャトルや伏見稲荷シャトルの運行により、本町通の通過交通車両が減少し、歩行者の安全性を確保することができた。

■ 今後の課題

- ・ 本町通十条で迂回誘導を行ったことにより、本町通十条以南で交通渋滞が見られた。
- ・ 東福寺シャトルが定時運行できず、待ち行列が生じるときもあった。

■ 今後の対策

- ・ 迂回誘導による渋滞を解消するため、地元関係車両と観光マイカーを区別するための方策について検討する。

5-3 平成23年度 東山交通対策の総括と今後の在り方

5-3-1 これまでの交通対策の実施内容

(1) 五条坂における歩行環境の安全性・快適性の確保に向けた交通対策

道路幅員の狭い五条坂は、歩行者と観光バス・自動車が錯綜し、歩行環境が著しく悪化していた。

五条坂・茶わん坂に進入する自家用車の流入抑制を図るため、情報提供による迂回誘導やガードマンによる警備・誘導等を実施するとともに、市営清水坂観光バス駐車場の観光バス専用化や五条坂内・茶わん坂内の民間駐車場のタクシー専用化を実施するなど、五条坂における歩行者の安全性・快適性の確保に向けた対策を実施してきた。

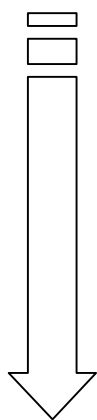
<対策実施前>



【五条坂の状況】



【東山五条交差点の状況】



- 情報提供による流入車両の迂回誘導 (H16～)
- 五条坂におけるガードマンによる警備・誘導 (H16～)
- 五条坂車両通行禁止 (H17)
- 市営清水坂観光バス駐車場の観光バス専用化 (H17～)
- バス停の分離・移設 (H18～)
- 五条坂内・茶わん坂内の民間駐車場のタクシー専用化 (H19～)
- 市営清水坂観光駐車場前のタクシー乗場の降場専用化 (H20～)
- 清水寺門前駐車場内への臨時タクシー乗場の設置 (H20～)

<対策実施後>



【五条坂の状況】



【東山五条交差点の状況】

(2) 東大路通及び五条通の交通渋滞の解消に向けた交通対策

観光シーズンには、五条通、東大路通に、五条坂へ向かう自動車が集集中し、交通渋滞が発生していた。

これまで東大路通、五条通の渋滞解消に向け、市内への自動車流入抑制を目指したパークアンドライドの実施や公共交通の利便性向上するためのシャトルバスの運行、臨時交通規制や路上駐停車の排除などに取り組んできた。

パークアンドライド駐車場は8年間で、7駐車場から40駐車場に増加するとともに、清水シャトル、東山シャトルは定着が進み、対策期間中に多くの観光客が利用するなど、自動車流入抑制対策の充実を図ってきた。

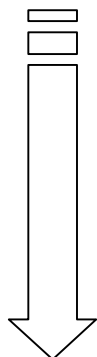
<対策実施前>



【大谷本廟前タクシー乗場の状況】



【東大路通の状況】



- 情報提供による流入車両の迂回誘導 (H16～) 【再掲】
- パークアンドライドによる市内への自動車流入抑制 (H16～)
- 鉄道駅と東山地区を結ぶシャトルバスの運行
(東山シャトル H16～, 清水シャトル H19～)
- バス停の分離・移設 (H18～) 【再掲】
- 路上駐停車の排除による交通の円滑化 (H18～)
- 大谷本廟前のタクシー乗降の閉鎖 (H19～)
- 東大路通高台寺南門参道交差点における北行車両の右折禁止 (H21～)
- 東山五条交差点における歩行者用信号の表示時間の変更 (H22～)

<対策実施後>



【大谷本廟前タクシー閉鎖の状況】



【東大路通高台寺南門参道交差点における北行車両の右折禁止の状況】

(3) 東福寺周辺における交通渋滞の解消及び歩行環境の確保

東福寺周辺には観光バス駐車場がないため、九条陸橋において観光バスの路上駐停車で交通渋滞が発生していた。また、東福寺駅周辺では、東福寺に向かう歩行者と本町通を通行する自動車が錯綜し、歩行環境が著しく悪化していた。

平成20年度から東福寺周辺の交通対策を開始し、観光バス臨時待機場の設置や、東福寺周辺における臨時交通規制、迂回誘導の実施など、東福寺地区への自動車流入抑制対策と歩行環境の確保に向けた対策を実施してきた。

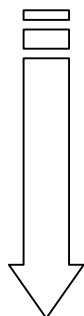
<対策実施前>



【九条陸橋上の状況】



【本町通の状況】



- 本町通における二輪車を含めた北行き一方通行規制（泉涌寺道～九条陸橋）（H20～）
- 九条陸橋下の道路の西行一方通行規制（H20～）
- 東福寺へのアクセス路の車両通行禁止（H20～）
- JR 東福寺駅における臨時降車出口の設置（H20～）
- 東福寺周辺での観光バス臨時待機場の設置（H20～）

<対策実施後>



【九条陸橋上の観光バスの誘導状況】



【本町通の状況】

5-3-2 事業者による東山交通対策の広がり

○京阪電気鉄道によるパークアンドライドの利用促進策の実施

〔 明日都浜大津公共駐車場及び大津市浜大津駐車場で、京都市営地下鉄各駅への乗車券や
1 日乗車券等を京阪浜大津駅で購入すると、1 日駐車券が 500 円で購入できる。 〕

○J R 西日本と京阪電気鉄道による東福寺駅の「のりかえ口」の設置

○京阪電気鉄道による京橋－七条間のノンストップ特急の運行

5-3-3 総括と今後の在り方

東山地区では、平成 16 年度に地元住民・商店街の皆様、京都府警、交通事業者、行政等関係機関からなる「交通対策研究会」が設立され、五条坂周辺における「交通渋滞の解消」及び「歩行者の安全性確保」の視点から検討された交通対策を構成員との連携・協働により継続 実施してきており、平成 20 年度からは東福寺周辺の交通対策も実施している。

これまでの 8 年間の交通対策により、臨時交通規制の実施や駐車場の専用化、シャトルバスの運行などにより五条坂や本町通における歩行者の安全性・快適性が確保されるとともに、東大路通及び五条通における交通の円滑化が図られてきており、交通対策は地域のルールとして定着してきたところである。

「五条坂における歩行環境の安全性・快適性の確保」に向けては、対策開始前と比べ、着実に改善しているものの、五条坂内へ進入する自家用車の流入抑制に課題が残っている。また、「東大路通及び五条通の交通渋滞の解消」については、パークアンドライドの実施等により市内への自家用車の流入抑制を進めてきたものの、東山地区に来訪する大量の自家用車による渋滞を解消するまでには至っていない。さらに、東福寺地区においては、九条陸橋上での観光バスの駐停車の減少や地区内の歩行環境の確保について、成果を上げているものの、観光バスの九条陸橋周辺部での駐車が見られる等、引き続き、対策の充実を図る必要がある。

こうした状況を受け、東山地区の更なる交通環境の改善や魅力の創出に向けて、今後、発信力を伴った積極的な広報など、抜本的な自動車流入抑制策を進めるとともに、歩行空間の創出に向けた施策を展開していく。